

●香川県告示第167号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する平成29年度事業計画を平成29年3月31日次のおり決定した。

平成29年5月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
丸亀市	丸亀市北平山町1丁目、北平山町2丁目、御供所町1丁目及び御供所町2丁目	平成29年6月30日まで	地籍調査
観音寺市	観音寺市粟井町の一部	平成29年7月31日まで	地籍調査
多度津町	仲多度郡多度津町道福寺及び庄の一部	平成29年6月30日まで	地籍調査